

参考資料

関東地方大気環境対策推進連絡会設置運営要綱

21 関大第 1 号

平成 22 年 3 月 29 日

第 1 目的

関東地方の大気環境政策に共同して取り組むため、関東地方大気環境対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

この要綱は、連絡会の設置運営に関し、必要な事項を定める。

第 2 連絡会の事業

- 1 連絡会の事業は、大気環境の汚染防止等に係る情報交換、調査研究及び対策等に関するものとする。
- 2 事業予算、事業計画及び連絡会の運営に関する事項を決定する。
- 3 事業について、検討、協議を行う調査・検討会議を置くことができる。

第 3 連絡会の構成

- 1 連絡会は、1 都 9 県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）の大気環境担当課長をもって構成する。
- 2 連絡会は、環境省水・大気環境局環境課長をオブザーバーとする。

第 4 連絡会長の選任

- 1 連絡会に連絡会長を置く。
- 2 連絡会長の職務は次に掲げるものとする。
 - (1) 連絡会を主宰すること。
 - (2) 特別の事項を調査審議するため、必要のある時は、学識経験者を臨時に専門委員に委嘱すること。
- 3 連絡会長は、連絡会を構成する関係都県の大気担当課長の輪番制とする。
- 4 連絡会長の輪番の順序は、別記 1 のとおりとする。

第 5 共同調査機関の指定

連絡会は、事業の充実を図るため、連絡会を構成する都県以外の県市と協議のうえ、共同調査機関等として事業ごとに指定することができる。

第6 担当都県市の指定

- 1 連絡会の事業ごとに担当都県市（共同調査機関を含む）を定める。
- 2 前項に定める担当都県市の職務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 連絡会事業の調査・検討会議を主宰し、事業を推進すること。
 - (2) 連絡会事業の運営に関する会議召集等の庶務を行うこと。
- 3 連絡会事業における各年度の担当都県市は、毎年度1回以上、事業計画、事業実績、予算について、連絡会に報告する。
- 4 担当都県市の指定は、事業ごとに事業参加都県市の協議により決定し、結果を連絡会へ報告することとする。

第7 経費

- 1 連絡会の運営費は、連絡会を構成する各都県が負担する。ただし、調査等に要する事業費については、事業量等を勘案のうえ、必要により徴収するものとする。（共同調査機関についても同じ。）
- 2 前項に定める調査等に要する事業費の決定は、連絡会において行う。
- 3 運営費の負担金額等は、別記2のとおりとする。

第8 庶務

- 1 連絡会の庶務は、当該年度の連絡会長が所属する都県がこれを処理する。
- 2 連絡会の庶務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 連絡会の運営経費の支出等に係る公金管理を行うこと。
 - (2) その他、連絡会を運営するため、必要と認められること。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年3月29日から適用する。

別記1（第4の3関係）

- 1 山梨県
- 2 静岡県
- 3 長野県
- 4 東京都
- 5 茨城県
- 6 栃木県
- 7 群馬県
- 8 埼玉県
- 9 千葉県
- 10 神奈川県

※注意：上に掲げる順番については、第10番の次は第1番に戻ることとする。

別記2（第7の3関係）

- 1 負担金額は、年額30,000円とする。
- 2 納入期間は、前年度の決算報告終了日から当該年度の5月31日までとする。
- 3 納入方法は、当該年度の連絡会の庶務を処理する都県が指定する銀行口座への振込とする。